

社会福祉法人たちあおい 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たちあおい(以下「法人」という。)の役員等の報酬等について、定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 第三者委員

(会議出席報酬等)

第3条 理事及び監事(以下「役員」という)が理事会または評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

4 第三者委員が苦情解決委員会に出席したときは、別表1の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

6 理事会、評議員会、または評議員選任・解任委員会の議案について、役員等が書面又は電磁的記録により、同意の意思を示して決議があったものとみなされた場合には、第1項、第2項及び第3項の表のうち実費弁償費は支払わないものとする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、が法人及び事業所(法人が経営する事業所をいう。)(以下「法人及び事業所」という。)の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事長が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務

にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、所轄官庁による法人及び事業所の指導検査への立会、入札への立ち合い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、監事が各自の自宅において業務にあたった場合においては、別表 2 のうち実費弁償費は支払わないものとする。

4 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 第三者委員が法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、第三者委員が各自の自宅において業務にあたった場合においては、別表 2 のうち実費弁償費は支払わないものとする。

6 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

7 業務執行理事は第 2 項の適用を除外し、別表 4 により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第 5 条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表 2 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員等)

第 6 条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第 7 条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 9 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、議決のあった日から施行し、令和 2 年 6 月 1 日より適用する。

この規程は、議決のあった日から施行し、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

| 名 称 | 報 酬(日額) | 費用弁償(日額) |
|------------------|---------|----------|
| 理事会出席報酬等 | 5,000 円 | 1,000 円 |
| 評議員会出席報酬等 | 5,000 円 | 1,000 円 |
| 評議員選任・解任委員会出席報酬等 | 5,000 円 | 1,000 円 |
| 苦情解決委員会出席報酬等 | 5,000 円 | 1,000 円 |

別表 2

| 名 称 | 報 酬(日額) | 費用弁償(日額) |
|-----------------|---------|----------|
| 理事長業務報酬等 | 5,000 円 | 1,000 円 |
| 理事及び評議員業務報酬等 | 5,000 円 | 1,000 円 |
| 監事業務報酬等 | 5,000 円 | 1,000 円 |
| 評議員選任・解任委員業務報酬等 | 5,000 円 | 1,000 円 |
| 第三者委員業務報酬等 | 5,000 円 | 1,000 円 |

別表 3

| 旅 費 | 宿泊費(1泊) | 報 酬(日額) | 交通費 |
|-----|----------|---------|-----|
| 実 費 | 10,000 円 | 3,000 円 | 実 費 |

別表 4

| 名 称 | 報 酬(月額) |
|-------------|-----------|
| 業務執行理事業務報酬等 | 250,000 円 |